

青梅市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月22日

提出者 議会運営委員長 鴨 居 孝 泰

(説明)

男女にかかわらず多様な人材が活躍しやすい環境を整える観点から、議員の議会への欠席事由および期間を明文化するとともに、議会のデジタル化推進の一環として、請願に当たっての押印の取扱いを見直すほか、所要の規定の整備を行いたいので、この議案を提出いたします。

青梅市議会会議規則の一部を改正する規則

青梅市議会会議規則（昭和45年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第74条ただし書中「（議場の出入口閉鎖）」の次に「、第28条（投票用紙の配布および投票箱の点検）」を加える。

第84条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所および氏名（法人の場合には、その名称および代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「および請願者の住所を記載し、請願者が署名または記名押印をしなければならない。」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称および所在地を記載し、代表者が署名または記名押印をしなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。